

印刷物製造請負における低入札対策に係る制度改正について

県は、平成21年1月に印刷物製造請負の入札制度を改正し、設計額160万円を超える案件について低入札価格調査制度を導入していたところです。

一方、予定価格が10万円以上160万円以下の発注案件については、「オープンカウンター方式」による調達（印刷物発注全体に占める割合は約34%）としており、その落札率は約53%と、一般・指名競争入札の落札率の約85%に比べて著しく低い落札率となっていました。

このまま低落札状況を放置した場合、品質の確保及び適正な業務の履行が確保されないこと、さらに、経営の再生産性が失われ、これまで印刷業界が築いてきた人材の育成や技術の継承が阻害されるという懸念が生じてきました。

そこで、県としましては、次の施策を講じることとしました。



県の新たな施策 (平成22年3月1日施行)

- ① 特殊印刷物を除き、全て県内業者限定^{※1}で発注することとします。
(^{※1} 県内に自社の印刷工場（調達対象となる印刷物の製造が可能となる印刷機を有する工場をいう。）を有する支店登録業者も含みます。)
- ② 新たに「公募型指名競争入札^{※2}」制度を創設しました。
(^{※2} 出納局契約課が発注する印刷物製造請負を対象に、平成23年9月30日までの試行期間として実施します。)
- ③ 一般競争入札について数値的判断基準を改正しました。

制度改正の概要は、裏面のとおりです。

① 県内限定の発注

| | |
|-----|------------------------------------|
| 区 分 | 入札参加業者の範囲 |
| 現 行 | 予定価格が50万円以上160万円以下：県内本社・本店及び支社・営業所 |
| 改正後 | 特殊印刷物を除き、全て県内限定（県内に本社・本店を有する企業）※1 |

（※1 県内に自社の印刷工場（調達対象となる印刷物の製造が可能となる印刷機を有する工場をいう。）を有する支店登録業者も含まれます。）

② 「公募型指名競争入札※2」の創設

| | |
|---------|--|
| 区 分 | 内 容 |
| 入札対象 | 設計額50万円以上160万円以下の案件 |
| 調査基準価格 | 設計額の70%を下回る入札があった場合⇒数値的判断基準を適用し、履行能力確認調査を実施する。 |
| 数値的判断基準 | 予定価格以下の有効な全応札者の平均応札額の85%を下回った場合⇒失格とする。 |

（※2 公募型指名競争入札は、参加資格を満たす入札参加希望者全員による指名競争入札であり、出納局契約課が発注する印刷物製造請負を対象に、平成23年9月30日までの試行期間として実施します。）

③ 一般競争入札の改正（公募型指名競争入札の創設に伴う改正）

| | |
|-----|---|
| 区 分 | 数値的判断基準 |
| 現 行 | 予定価格以下の有効な応札者下位5者の平均応札額の85%を下回った場合⇒失格とする。 |
| 改正後 | 予定価格以下の有効な全応札者の平均応札額の85%を下回った場合⇒失格とする。 |

詳しくは、宮城県出納局契約課のホームページの「印刷物低入札価格調査制度等の改正について」及び「物品等の調達制度が変わります。」を御覧ください。

問い合わせ先



宮城県出納局契約課
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
物 品 班 TEL022-211-3332